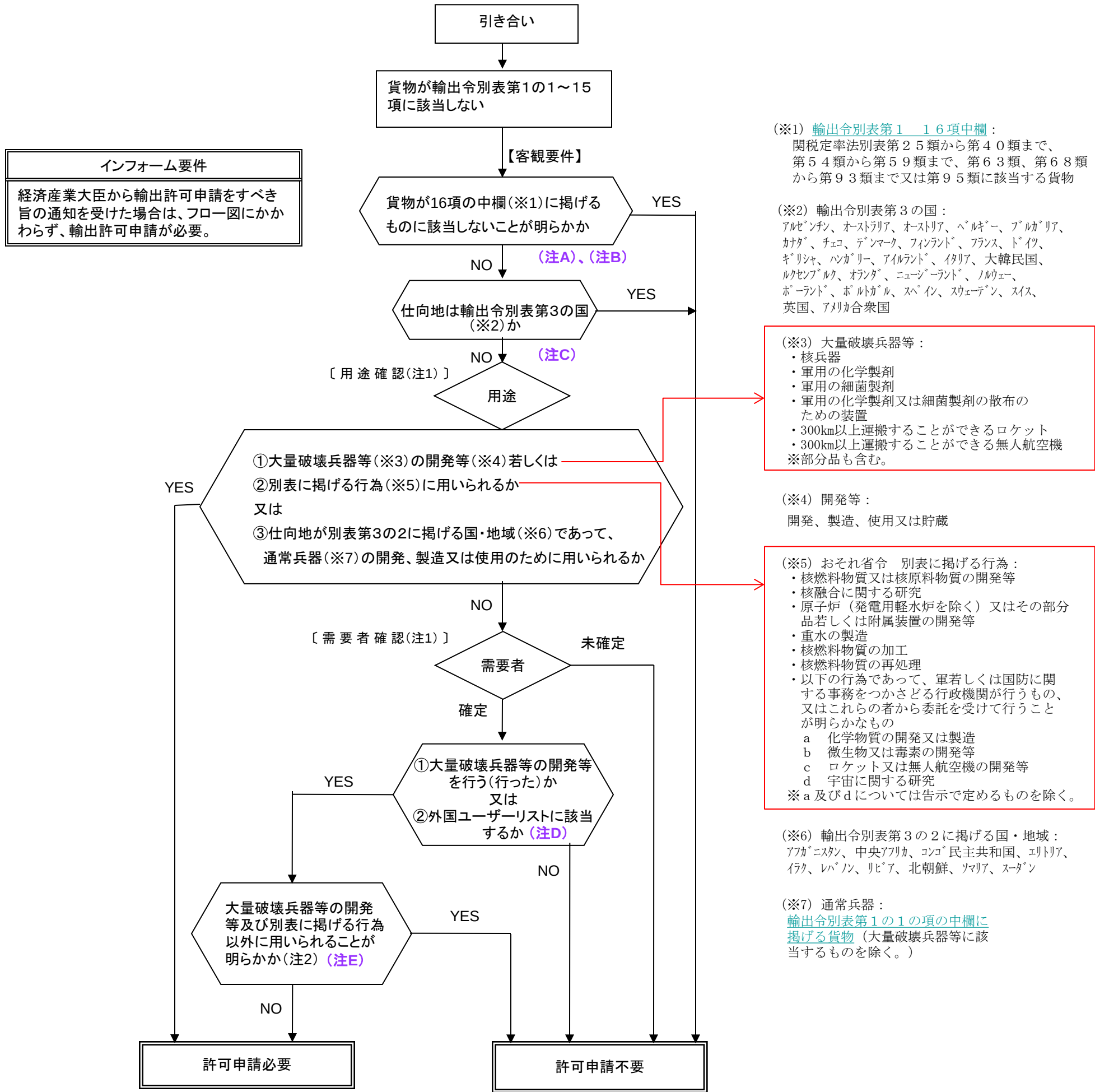


補完的輸出規制(キャッチオール規制等)輸出許可申請に係る手続きフロー図



注1) 契約書や輸出者が入手した文書等での記載又は輸入者等から連絡を受けた場合等から判断する。
注2) 経済産業省作成の「明らかガイドライン」により、用途及び取引の条件・態様から判断する。

(注A) 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
(注B) 輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等とする場合であって、通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
(注C) 輸出者による確認のポイントは、①用途確認（エンドユース）②需要者確認（エンドユーザー）の2点です。
(注D) 需要者が外国ユーザーリストに記載されていないか確認してください。
(注E) 需要者が需要者要件に該当する場合は、「おそれがない」ことが「明らかとなるとき」を判断するためのガイドラインを確認してください。

※ 上記フローは輸出貿易管理令別表第1の16の項に係るものであり、同表1～15の項の許可に係る手続又は輸出貿易管理令別表第2の承認に係る手続は対象外。

上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである。